

工事成績評定における評価対象項目の追加 概要

障害福祉サービス事業者等の活動支援について

R5. 3. 29

県土整備部 技術検査課

背景

- 障がい者の農業分野での活躍を通じて、労働力の確保による農業経営の継続・発展とともに、障がい者の社会参画を実現するため、令和7年度までの4年間の計画で「ぎふ農福連携アクションプラン」を令和4年4月に策定しており、農業分野に限らず、建設業全体で福祉事業者を支援しようとするもの。

概要

- 福祉事業者等への支援を目的として、公共工事に従事する建設業者（工事現場従事者）が、福祉事業者等を活用して名刺印刷、クリーニング、清掃業務等の委託等、クッキー等の食料品等の調達で、地元の福祉事業者等を一定額以上利用した際に、工事の「工事成績評定」において「地域貢献」の評価項目の1つとして評定点に反映する。

評価対象項目（例：一般土木）

- 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
- 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
- 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- 通学路における児童の見守り活動や交通安全活動に参加するなど、地域の安全に貢献した。
- コロナ禍における地域振興策に積極的に取り組んだ。
- 障害福祉サービス事業者等の活動支援に積極的に取り組んだ。 ← 追加**

- その他（理由： _____）

障害福祉サービス事業者等の活動支援策とは、当該工事現場従事者が、工事箇所の同一圏域内※において、福祉事業者等が行う活動、例えば、印刷業務、クリーニング、クッキーの販売、清掃業務等を活用し、これに掛かる経費が2万円以上又は請負工事費の0.05%のいずれか安価な額以上の場合に評価する。

※対象区域は原則「同一圏域内」とするがサービス内容によって、「同一圏域内」の施設からの調達が困難な場合には、受注者からの協議により、取組みの趣旨に沿ったものであれば評価の対象とする。（ex. 圏域外の隣接市町村の施設等）